

議案第 131 号

上越市立公民館条例の一部改正について

上越市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立公民館条例の一部を改正する条例

上越市立公民館条例（昭和 46 年上越市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項第 1 号の表上越市立金谷地区公民館の項中「上越市寺町二丁目 16 番 21 号」を「上越市大貫二丁目 17 番 50 号」に改め、同項第 2 号の表上越市立吉川地区公民館竹直分館の項及び上越市立吉川地区公民館源分館の項を削る。

別表(1)の表金谷地区公民館の部を次のように改める。

金谷地区公民館	集会室 1	510 円
	集会室 2	420 円
	和室 1	170 円
	和室 2	120 円
	会議室	120 円
	調理実習室	310 円

別表(2)の表吉川地区公民館竹直分館の部及び吉川地区公民館源分館の部を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 2 条の 2 第 2 項第 1 号及び別表(1)の表の改正規定並びに次項の規定 教育委員会が規則で定める日
 - その他の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- 改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 1 号及び別表(1)の表の規定は、前項第 1 号に定める日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。